

システム等を構築し活用することによる費用の縮減に
対して助成を認める期間の設定について

システム等の有効期間の設定について

システムの構築、活用による費用の縮減に対して助成し続けることは、新たなシステムの構築や既存システムの改良等、会社の継続的な努力が行われない。



会社の継続的な経営努力を促すために、同一システムの活用に対する助成について、適正な有効期間を設定することが必要。

- ・ 省令()によるソフトウェアの耐用年数は5年
- ・ 新たな技術の採用による費用に縮減に対して助成を認める期間を5年と規定(運用指針)



システムの運用開始年月日を起算日とし、**起算日から5年間は助成を認める。**

なお、既存のシステムが抜本的に改良された場合は、新たなシステムとして取扱い、助成の対象とする。

() 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号 / 最終改正:平成19年3月30日

財務省令第21号)に規定されているソフトウェアの耐用年数

- ・ 複写して販売するための原本 …… 3年
- ・ その他のもの …… 5年

「資機材管理システム」の有効期間の取り扱い

〔対応案〕

「資機材管理システム」を活用した発生材の有効利用については、「資機材管理システム」の運用開始年月日()から5年が経過した日までに発注した工事を助成の対象とする。

() 「資機材管理システム」の運用開始年月日：平成17年12月1日



平成22年11月30日までに発注した工事が対象